

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1. 市は (株) 東立テクノクラシーに条例が定めた義務を果たさせようとしていない。</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>本市は、(株) 東立テクノクラシーに対し、追加説明会開催の理由の書面を含め 2 度通知している。当該事業者の「回答書」は、住民説明会を開催してきたことで一定の説明責任を果たしてきたとの認識をしている。しかしながら事業者の回答は極めて消極的かつ否定的な内容と受止められ、条例に規定する義務についても十分履行しているとは言い難い。</p> <p>本条例の実効性ある運用について、市当局の認識と対応を問うものである。</p>	<p>(1) 令和 8 年 1 月 20 日の市の通知に対し、事業者の否定的な回答について</p>	<p>① 令和 8 年 1 月 20 日に市は、追加説明会の開催指示について、(株) 東立テクノクラシー (以下「事業者」) に通知し、その後、事業者から「回答書」が届いている。回答書の内容を確認すると、全体的に、市産廃紛争予防調整条例 (以下「本条例」) の趣旨に否定的であり、異なる解釈をしているように感じるが、市は、「回答書」に対し、どのような観点を重視し、どのような論点を検討したのか伺う。</p> <p>② 追加説明会の開催が必要である理由に対して、事業者は何も答えていない。事業者は、これまで合計 15 回にわたる住民説明会を開催し、計画内容や環境影響への配慮、安全対策等、相当時間をかけて丁寧に説明し、周知義務を尽くしていると評価している。しかし、市の開催理由への事業者は、論点をすり替えた回答にとどまっていることに市は何も答えなくてよいのか伺う。</p> <p>③ 「回答書」の 4 頁に、追加説明会開催に関する例外的対応について、事業者は、地域住民との無用な対立や誤解を回避し、紛争の予防という条例の趣旨を最大限配慮する観点から、条件 1～条件 5 のすべて満たされる場合に限り、追加説明会開催を検討する余地があるとしている。事業者が提示 (条件 1～条件 5) した中身を明らかにし、条件 1～条件 5 に対する市の見解を伺う。</p> <p>④ 同開催の指示に対して、事業者はこれまで相当の人的・時間的・経済的負担を負ってきた。本条例第 9 条が求める住民の周知義務はすでに十分に履行していると述べているが、本条例で規定する義務の履行に消極的な姿勢を示し、条例趣旨に沿った対応を十分に行おうとしていないことに、市はどのような指導・助言を行うべきであると認識しているのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) 本市条例第 8 条と、施行規則第 9 条に基づく手続きを怠っているのではないか。	<p>①本条例施行規則第 3 条の利害関係を有する者(事業用地の境界線から 4m 以内にある土地所有者等)について、事業者は、産廃処分場計画の説明を令和 8 年 2 月 18 日に、利害関係者法人を訪問し、事業説明を実施した上で、結果報告書を市に提出している。一方で、本条例第 8 条では、周知を行う前に周知計画書を市長に提出することが規定されている。しかし、事業者は、周知計画書を提出しないまま利害関係者(法人)への説明を実施したという認識でよいか伺う。</p> <p>②上記質問の事業者の行為は、本条例第 8 条に適合しておらず、すなわち条例手続き違反に該当するとの認識を市は有しているのか伺う。</p> <p>③本条例施行規則第 9 条第 1 項は、関係住民(この場合は利害関係者)に対し、事業計画書の概要を記載した書類及び図面を配布して、事業計画書の内容を具体的且つ平易に説明を求めた条文であるが、市は、規定通りに手続きが行われたと認識しているのか伺う。</p> <p>④同施行規則第 9 条第 2 項では、事業者は、関係住民が市長に対して意見書を提出できる旨を説明しなければならないとされている。しかし、本件では、利害関係者 2 者に対し、その説明が行われていなかったと承知している。この点について施行規則の規定に反していることに、市当局はどう認識し、どう対応されたのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(3)令和8年4月8日付けの事業者からの「回答書」についてどのような認識か。	<p>①令和8年4月8日、市当局の通知に対し、事業者から「回答書」が届いているが、追加説明会の開催については、従前に提示した条件を調整のうえ、回数を限定した追加説明会に反対するものではないと述べている。市は、本条例第10条の規定をどのように解釈しており、事業者への対応はどう行うのか伺う。</p> <p>②市の理由のうち、事業用地と活断層との距離や崩壊土砂流出危険区域への周知が不足していることや、本条例第2条第5号に規定する関係住民に対する周知が十分にされていない等、事業者の「回答」は極めて消極的かつ否定的な内容であると考え。市は、本条例の実効性確保の観点から、具体的に何を改善させ、どこまで履行させるつもりか伺う。</p> <p>③事業者は、追加説明会の開催に向けた周知方法・手段については、「広報せと」が最も効果的であると述べている。しかし本条例第9条第3項は、事業者自らが関係住民へ主体的に周知を行うことを求めたものであり、説明会参加者だけでなく、説明会に不参加の関係住民を含め、地域住民へ情報を周知し、合意形成と意見提出の機会を保障するものと認識する。市は、本条例の規定に沿って、事業者に主体的にどのように周知を実施させるつもりか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	白井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(4) 市当局は、本条例をどう解釈し、事業者にどう指示するつもりか。	<p>①事業者は、令和8年10月10日に、市文化センターにおいて追加説明会開催を予定している。事業者は、この追加説明会を最後にするつもりと推察する。市は、本条例の追加説明会の規定をどのように解釈し、事業者に今後どのように指示をするつもりか伺う。</p> <p>②関係連区自治会の内、追加説明会の開催要望をしている東明連区及び水南連区については丁寧な調整を行い、自治会の状況に添った対応を行うように事業者に要望している。要望通りに、東明連区と水南連区で追加説明会を実施するよう事業者に指示するのか伺う。</p> <p>③当該事業計画への市民意見に対する見解書について、事業者は、2月分受付までとする文書を市当局に提出している。しかし、既に市のホームページには3月・4月分の市民からの意見を掲載しており公開された状態である。事業者は「2月分受付への見解書を最後とする。」と述べているが、一方的に打ち切るのであれば、本条例の趣旨との整合性がとれておらず、市はどのような認識であり、どう対応するのか見解を伺う。</p> <p>④本条例は、単に形式的手続きを並べたものではない。市民の生活環境を守るため、事前周知と住民参加を制度的に担保し、紛争予防を調整するため制定されたものである。にもかかわらず事業者の手続きの不履行について、事後確認で足りるとする運用や、住民への意見提出機会の周知を不要とする運用を執れば、本条例の紛争予防機能そのものが形骸化しかねない。執行責任者である市長は、本条例を実効性ある制度としてどのように運用していく考えか見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。